

第二のセーフティネットとしての求職者支援訓練の現状と課題 - 介護福祉分野コース修了生の職業訓練受講給付金受給と就職状況から -

久保 英樹¹・倉田 康路²

(¹株式会社ライフコンプリート、²西九州大学健康福祉学部)

(平成26年11月18日受理)

**The current situation and problems of vocational training to support job seekers as the second safety net
— From the situation of receiving the vocational training benefits for those
who have finished the care-welfare course and their employment —**

Hideki KUBO¹ and Yasumichi KURATA²

¹*LIFE COMPLETE Ltd.*

²*Nishikyushu University*

(Accepted: November 18, 2014)

Abstract

Based on the “Law on support of employment of specified job seekers through implementation of job training, etc. (2011),” taking note on the vocational training benefits (which are granted to those trainees whose income and assets are low enough to meet the conditions) and their employment situation, we examined the current situation and problems of the vocational training which is to support job seekers’ employment security and guarantee them a decent standard of living. We carried out a hearing survey to forty four (44) trainees of the care welfare course at a vocational training school in Saga prefecture. The result showed that most of the trainees (86.4%) got jobs, but there was a significant difference depending on with or without the benefits and their last school attended. The lower their last schools were, the more trainees received the benefits. This fact led to a prediction that the lower the last school, the more insecure employment situation was created. Furthermore, as to patterns of employment, the number of irregular employment (63%) was higher than that of regular employment (37%). Vocational training to support job seekers needs to be further improved and expanded to function as the second safety net.

キーワード：求職者支援訓練、職業訓練受給金、就職状況

Key words：Vocational training to support job seekers, Vocational training benefits, employment situation

I . はじめに

わが国では、平成20年秋のリーマンショックに端を発する世界的な金融危機の影響等により派遣労働者や契約社員等が解雇や雇止め等により離職し、仕事と同時に住居を失い生活の基盤をなくしてしまうという現状¹⁾が社会問題化した。

そのような中、政府は職業訓練政策として平成21年7月に緊急人財育成・就職支援事業の一環として緊急人財育成・就職支援基金を創設、3年間の時限事業として雇用保険の対象とならない求職者に対する職業訓練、いわゆる基金訓練を実施することとなった。基金訓練では、訓練実施機関があいついで開設され様々な職業訓練が行われたが、その一方で、根拠法を持たず、また、基金訓練の不正事案²⁾が指摘されるなど、制度面、運用面ともにその課題を露呈することになる。

これを受け平成23年に「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(以下、特定求職者支援法という)が施行され、法的根拠を得た恒久的な制度として整備された求職者支援訓練が実施された。

この求職者支援訓練は、「第二のセーフティネット」³⁾と総称される施策の一つで、「雇用の安定を図る雇用保険と、最低限度の生活を保障する生活保護という二つのセーフティネットを補完する仕組み」⁴⁾として位置づけられている。所定の要件を満たせば、訓練受講生は、職業訓練受講給付金として、月額10万円と交通費を受け取ることができる。

求職者支援訓練は、従来から実施されている公共職業訓練や雇用型訓練のように訓練受講生のエンプロイアビ

リティ⁵⁾を高める訓練を実施し就職につなげるという職業訓練的側面と前記の第二のセーフティネットとしての福祉的側面を併せ持った制度であるといえよう。

平成25年度には、全国で74,938人が受講、年度内に終了した訓練コースの修了者の約8割(雇用期間に定めがある就職者も含む)が就職⁶⁾に結びついており、所期の目標は一定程度達成されたといえるかもしれない。しかしながら、その一方で、求職者支援訓練を受講したものの修了することができなかった受講生や、訓練終了後に就職を果たすことができていない受講生も存在している(表1)。

本稿では、佐賀県内にある求職者支援訓練の訓練校Aで実施された求職者支援訓練介護コース(以下、「支援訓練」)の受講生を対象として実施した調査を基に、求職者支援訓練が持つ第二のセーフティネットとしての側面に着目し、職業訓練受講給付金の受給と就職状況から求職者支援訓練の現状を把握し、その課題について考察するものである。

II . 求職者支援訓練

特定求職者支援法において実施される求職者支援訓練の対象者は、①雇用保険の受給終了者、受講資格要件を満たさなかった者、②雇用保険の適用がなかった者、③学卒未就学者、自営廃業者等であり、基礎的能力を習得する「基礎コース」と基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する「実践コース」の2種類が設定⁷⁾されている。

求職者支援訓練は、ハローワークによる一貫した就職

表1 平成25年度に開講した求職者支援訓練の修了者等の就職状況(訓練終了後3ヶ月後)

	コース数	受講開始者数	① 修了者等数	訓練未修了者数	② 就職者数	就職率 (②/①)	雇用期間の 定めがない 就職者の割合
基礎コース	1,819	20,081	18,227	1,854	15,210	83.4%	59.8%
実践コース	3,540	42,984	39,575	3,409	33,351	84.2%	66.2%

出典)厚生労働省 求職者支援制度の実施状況について (受講状況・就職状況)

(表3)平成25年度に開講した求職者支援訓練の修了者等の就職状況(訓練終了3か月後)を基に作成。なお、この数値は、平成25年度中に開講し、平成26年5月末までに終了した訓練コース(平成26年10月29日時点)のものとなっている。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/kyuushokusha_jisseki.pdf を基に作成(2015.2.22閲覧)

表2 求職者支援訓練(実践コース)の分野別就職状況

	IT	営業 販売 事務	医療事務	介護福祉	デザイン	その他	合計
平成23年度	72.9% (56.3%)	71.9% (54.6%)	72.8% (62.8%)	82.1% (86.8%)	74.7% (52.1%)	72.0% (56.2%)	75.2% (65.0%)
平成24年度	73.5% (62.5%)	74.7% (58.4%)	75.7% (64.8%)	84.1% (87.7%)	74.7% (55.2%)	77.0% (57.0%)	78.0% (68.1%)

()中の数字は、訓練内容と関連する分野への就職割合を示す。

出典)厚生労働省 求職者支援制度の実施状況について

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/dl/jisseki.pdf を基に作成(2013.11.6閲覧)

支援（訓練の開始前、訓練期間中、訓練終了後）が行われるという特徴を持つ。

平成23年度、平成24年度に実施された求職者支援訓練（実践コース）の分野別就職状況からは、就職率、訓練内容との関連就職割合ともに上昇していることが分かる（表2）。

求職者支援訓練のもう一つの特徴は、訓練受講生が所定の要件を満たせば、職業訓練受講給付金として、月額10万円と交通費を受け取ることができることにある。

職業訓練受講給付金は、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間（給付金支給単位期間）について、①収入が8万円以下であること、②世帯の収入が25万円以下であること、③世帯の金融資産が300万円以下であること、④現に居住する土地、建物以外に土地・建物を所有していないこと、⑤訓練のすべての実施日に訓練を受講していること（やむを得ない理由による場合は受講日数が8割以上）、⑥過去に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと、⑦過去3年以内に失業給付等の不正受給をしていないこと、を支給要件としている。

その手続き等については、ハローワークにて、個別の就職支援計画書を作成、月に1回ハローワークに来所し前月の訓練の出席状況を確認して給付金が支給される仕組みとなっている。

Ⅲ．調査方法

1．調査期間

平成24年2月から平成26年4月までの2年3ヶ月。

2．調査対象と調査方法

求職者支援訓練（実践コース）の分野別就職状況において、就職率が高い介護福祉分野コースを調査対象とした。

調査対象者は、佐賀県内において厚生労働大臣の認定を受け求職者支援訓練を継続的に実施している民間訓練校Aの受講生とした。同校では、調査期間中に支援訓練が合計5回開催されている。各回の支援訓練ごとに受講生を対象とした聞き取り調査を行った。

なお、民間訓練校Aについては、支援訓練が継続して開催されており支援訓練の実施機関としての実績が十分にあると考えられる。

また、佐賀県は平成24年度から全国に先駆けて国が所管するハローワークの運営を都道府県が試験的に行うハローワーク特区の実施に取り組んでいる。求職者支援訓練ではハローワークによる一貫した就職支援が行われるため、佐賀県を調査地として選定することには社会的意義があると考えられる。

3．調査項目

訓練生の年齢、性別、学歴、これまでの職歴と正規雇用経験の有無、訓練受講給付金の受給の有無、訓練終了後の就職状況と就職までに要した期間について調査を行った。

4．倫理的配慮

倫理的配慮として、調査の実施にあたり、回答は統計的に処理され回答者が特定されるようなことはないこと等の倫理的要件について口頭で説明した。

また、得られた結果については、統計処理、分析をした後に、関連学会での発表や学会誌などへも投稿する予定であることを伝えた。個人情報の保護については、鍵のかかる部屋の保管庫に施錠して保管し、安全管理については十分注意した。

5．分析方法

統計処理には、Microsoft Excel 2010 Statcel 3を用いた。

Ⅳ．結 果

1．支援訓練受講生の状況

支援訓練受講生44人の平均年齢は40.61歳（最低19歳、最高59歳）、訓練生の性別は、男性25人（56.8%）、女性19人（43.2%）であった。

訓練生の最終学歴は、中学校卒業8人（18.2%）、高等学校卒業20人（45.5%）、訓練校・専門学校卒業5人（11.4%）、短期大学卒業2人（4.5%）、大学卒業9人（20.5%）であった。

支援訓練受講生がこれまでに就いた仕事数の平均は3.9箇所（最低1箇所、最高8箇所）、訓練受講直前に就いていた仕事の雇用形態は、自営（事業主）3人（6.8%）、正規雇用12人（27.3%）、非正規雇用27人（61.4%）、家事手伝い2人（4.6%）であった。正規雇用の経験の有無については、正規雇用の経験あり33人（75.0%）、正規雇用の経験なし11名（25.0%）であった。また、訓練受講給付金受給の有無については、受給あり28人（63.6%）、受給なし16人（36.4%）であった。

2．支援訓練受講生の就職状況

支援訓練受講生の就職状況は、就職 38人（86.4%）、未就職 6人（13.6%）であった。

求職者支援訓練（実践コース）の分野別就職状況（表2）では、平成24年度の介護福祉分野の就職率が84.1%であることから、調査対象の支援訓練の就職割合は全国平均とほぼ同等であったことが分かる。

雇用形態では、正規雇用14人（36.8%）、非正規雇用24人（63.2%）となっており、非正規雇用での就職が多

かった。

支援訓練の内容と就職先の業種との関係では、訓練内容と関係のある介護福祉分野への就職者が34人（89.5%）、その他の業種への就職者4人（10.5%）であった。平成24年度の実践コース介護福祉分野の関連就職割合が87.7%であることから、調査対象の関連就職割合も全国平均とほぼ同等であったことが分かる。

3. 訓練受講給付金の受給状況

(1) 訓練受講給付金受給者について

訓練受講給付金の受給状況は、受給あり28人（63.6%）、受給なし16人（36.4%）であった。

訓練受講給付金受給の有無と、支援訓練受講生の年齢区分、最終学歴、これまでに就いた仕事の数とで比較した。分析には、 χ^2 独立性の検定を用いP値により危険率5%で検定を行った。

1) 年齢区分による比較

訓練受講給付金受給の有無と年齢区分による比較では、有意差なし（ $P=0.696$ ）という結果が得られた（表3）。

表3 訓練受講給付金受給の有無と年齢区分

	受給あり		受給なし	
10代	1人	100.0%	0人	100.0%
20代	6人	75.0%	2人	25.0%
30代	6人	50.0%	6人	50.0%
40代	9人	69.2%	4人	30.8%
50代	6人	60.0%	4人	40.0%

2) 最終学歴による比較

訓練受講給付金受給の有無と最終学歴による比較では、有意差あり（ $P=0.009$ ）という結果が得られた（表4）。

支援訓練受講生の最終学歴が中学校卒、高等学校卒、訓練学校・専門学校の場合に訓練受講給付金の受給割合が高いという結果が示された。

表4 訓練受講給付金受給の有無と最終学歴

	受給あり		受給なし	
中学校卒	6人	75.0%	2人	25.0%
高等学校卒	16人	80.0%	4人	20.0%
訓練/専門学校卒	4人	80.0%	1人	20.0%
短期大学卒	0人	0.0%	2人	100.0%
大学卒	2人	22.2%	7人	77.8%

3) これまでに就いた仕事の数による比較

訓練受講給付金受給の有無とこれまでに就いた仕事の数による比較では、有意差なし（ $P=0.279$ ）という結果が得られた（表5）。

表5 訓練受講給付金受給の有無とこれまでに就いた仕事の数

	受給あり		受給なし	
1箇所	1人	50.0%	1人	50.0%
2箇所	10人	83.3%	2人	16.7%
3箇所	1人	20.0%	4人	80.0%
4箇所	6人	75.0%	2人	25.0%
5箇所	4人	57.1%	3人	42.9%
6箇所	4人	50.0%	4人	50.0%
7箇所	1人	100.0%	0人	0.0%
8箇所	1人	100.0%	0人	0.0%

(2) 訓練受講給付金と就職状況について

訓練受講給付金受給の有無と、支援訓練受講生の就職状況、就職者の雇用形態、就職までに要した期間について比較した。就職状況、就職者の雇用形態の分析には、フィッシャーの直接確率計算法、就職までに要した期間の分析には χ^2 独立性の検定を用い危険率5%で検定を行った。

1) 訓練受講給付金受給の有無と就職状況の比較では、有意差なし（ $P=0.115$ ）という結果が得られた（表6）。

表6 訓練受講給付金受給の有無と就職状況

	就 職		未就職	
給付金あり	26人	92.9%	2人	7.1%
給付金なし	12人	75.0%	4人	25.0%

2) 訓練受講給付金受給の有無と就職者の雇用形態の比較では、有意差なし（ $P=0.783$ ）という結果が得られた（表7）。

表7 訓練受講給付金受給の有無と就職者の雇用形態

	正規雇用		非正規雇用	
給付金あり	9人	34.6%	17人	65.4%
給付金なし	5人	41.7%	7人	58.3%

3) 訓練受講給付金受給の有無と就職までに要した期間の比較では、有意差なし（ χ^2 値3.660 < $\chi^2(0.95)7.814$ ）という結果が得られた（表8）。

表8 訓練受講給付金受給の有無と就職までに要した期間

	1ヶ月以内		2ヶ月以内		3ヶ月以内		3ヶ月以上	
給付金あり	11人	42.3%	9人	34.6%	5人	19.2%	1人	3.8%
給付金なし	9人	75.0%	2人	16.7%	1人	8.3%	0人	0.0%

V. 考 察

1. 職業訓練の側面から

平成23年度、平成24年度の訓練実施状況からは、実践コース介護福祉分野は、他の分野と比べて就職状況、関連就職割合ともに高いという特徴がうかがわれる。調査対象の訓練終了後の就職状況、関連就職割合ともに実践コース介護福祉分野の全国平均とほぼ同等の割合であった。

国は、団塊の世代が75歳以上となってくる平成37（2025）年度に向けて、介護人材を現在の149万人から毎年6.8～7.7万人程度確保していくことが必要であると推計⁸⁾しており、介護人材の確保を今後の重要な課題として位置づけている。

さらに、実践コース介護福祉分野では、所定のカリキュラムを修了すれば、「介護職員初任者研修」や「実務者研修」等の介護に関する修了資格が付与されている。介護福祉に関する知識・技術の習得だけでなく、介護現場で働くための修了資格が得られることは、訓練生の就職動機を高めることにつながっていることが推察される。

実践コース介護福祉分野では他の分野と比べ、新たな人材を雇用したいと考える企業側の思いと働きたいと考えている労働者側の思いが調和しやすい状況にあることが、就職状況、関連就職割合を押し上げている要因となっていると考えられる。

求職者支援訓練の実践コース介護福祉分野では、受講生のエンプロイアビリティを高める訓練が実施されており、さらにそれが就職に結びついているといえよう。

2. 職業訓練受講給付金受給の有無から

職業訓練受講給付金受給者については、年齢区分、最終学歴、これまでに就いた仕事の数について比較を行った。その結果、最終学歴による比較において統計的な有意差が認められた。最終学歴が低いほど訓練受講給付金の受給割合が高いという結果が示された。岩田（2007）は、本人の学歴と貧困経験の関連はきわめて明瞭で「中卒レベルでは貧困経験層が多く、固定貧困は36%、一時貧困は32%、合せて68%にも上る。」⁹⁾ことを指摘している。

職業訓練受講給付金の給付が低所得等の要件を満たすことを条件としているため、最終学歴の低さと職業訓練受講給付金の受給との間に関連性があることが推察される。

次に、訓練受講給付金と就職状況について、訓練受講給付金受給の有無と就職状況、就職者の雇用形態、就職までに要した期間の比較を行った。その結果、統計的な有意差は認められなかったが、訓練受講給付金を受給している者は、就職割合が高い反面、その雇用形態は訓練受講給付金を受給していない者に比べ、非正規雇用の雇用形態が多く不安定な就労条件で働いている状況がうかがわれた。

3. 第二のセーフティネットとしての福祉的側面から

求職者支援訓練は、第二のセーフティネットとしての機能をどれほど果たしているのだろうか。求職者支援訓練実践コース介護分野の就職割合、関連就職割合からは、就職に向けた高い支援効果がうかがわれる。

しかしながら、その一方で就職先の雇用形態からは、正規雇用より非正規雇用の割合が高く、さらに訓練支援給付金受給者に非正規雇用の割合が高くなっていることが分かる。

厚生労働省が公表している求職者支援訓練の実績では、有期雇用、若しくは有期雇用以外という分類しかないため、調査対象から得られた結果を当てはめることはできないが、厚生労働省（2012）の発表では、「非正規雇用者は長期にわたり増加していて、その割合は2012年1月～3月期には35.1%にまで上昇している」¹⁰⁾とされており、単純に比較はできないものの、非正規雇用の占める割合の高さは看過することができない課題であろう。

近年、我が国の貧困の形態として指摘されているワーキングプアの背景には、非正規雇用者の増大が挙げられている。多様な就労形態を否定する訳ではないが、求職者支援訓練を受けて就職には結びついたものの、不安定な労働環境の下での就労を強いられている可能性も考えられる。

NHKスペシャル「ワーキングプア」取材班編（2008）は、「日本のワーキングプア問題の根っこにあったのは『非正規雇用の拡大』、『海外との競争』、『地方の衰退』といった構造的な問題であった。」¹¹⁾と指摘、厚生労働省（2012）も「雇用者間に所得格差が拡大しているとすれば非正規雇用者の増大が一因と考えられる。」¹²⁾という見解を示している。さらに、「非正規雇用者の年収は、特に200万円未満に多く分布している。」¹³⁾ことも指摘している。

求職者支援訓練で支給される訓練受講給付金の支給要

件は、所得が低いことにある。さらにそれは訓練受講期間にかかる支援制度であるため、訓練終了の翌月の支給を最後に終了することとなる。訓練受講給付金の受給者は、訓練終了と同時に就職をしなければ、たちまち日々の生活に支障が出てしまう可能性がある。一般的に、労働の対価として支払われる給与は、月初めから月末までを一区切りとしており、支払いまでにはさらに期間を要している。仮に、翌月の10日が給料の支払日だとすると、1回目の給与支払いまでに約40日間を要することとなり、その間の生活費の蓄えが必要となる。

訓練受講給付金の受給者に非正規雇用の割合が多いという結果からは、就職条件が十分整っていなくても就職を急がなければならなかったという実情がうかがわれる。

求職者支援訓練を終了し就職をしても、非正規雇用であれば、第一のセーフティネットとされる雇用保険の対象となることさえできない可能性も考えられる。不安定な労働環境での仕事であれば、再び社会保障のネットから抜け落ちてしまう可能性もある。懸命に働いても、収入が生活保護の基準額にも満たない、いわゆるワーキングプアの状態に陥ってしまう可能性がないともいえない。

先に、最終学歴の低さと貧困経験との間に関連性があることを指摘した。今回の調査対象の最終学歴と就職者の雇用形態からは、数量的データが乏しく統計的な有意差は得られなかったものの、最終学歴が低いほど非正規雇用の割合が高くなるという結果が得られている（表9）。

表9 最終学歴と就職者の雇用形態

	正規雇用		非正規雇用	
中学校卒	1人	14.3%	6人	85.7%
高等学校卒	6人	33.3%	12人	66.7%
訓練/専門学校卒	2人	40.0%	3人	60.0%
短期大学卒	0人	0.0%	1人	100.0%
大学卒	5人	71.4%	2人	28.6%

求職者支援訓練の成果として、訓練終了後の就職率の高さは評価できよう。しかしながら、このように、訓練の内容やそこで身につけた知識や技術を発揮しようとしても、それがいざ就職という段階に移行した際に、安定した雇用（正規雇用）に結びついていないという実態が指摘できる。

求職者支援訓練が、第二のセーフティネットとしての機能を十分にはたすためには、安定した生活費の獲得に結びつくためのさらなる支援策の充実が必要であると考えられる。

例えば、求職者支援訓練給付金の受給期間を伸ばすことができればどうであろうか。訓練受講給付金の受給者

は、訓練の受講と月1回のハローワーク来所と就職活動を並行して行わなければならない、訓練受講期間中に就職先を見つけ内定を得るためには相当の努力を必要としよう。訓練終了後にいくらかの余裕を持った就職活動を行うことができる制度の在り方も検討されなければならないだろう。

さらに、最後のセーフティネットといわれる生活保護法の活用を図ることはできないだろうか。訓練受講給付金の受給者は、訓練終了後の生活に不安を抱えている者も少なくない。現に、調査対象の訓練受講給付金の受給者のなかには、行政の窓口で生活保護の相談に行った際に求職者支援制度の紹介を受け求職者支援訓練を受講したという者も存在した。支援訓練の対象者は稼働年齢層であるため、就労することは大切なことではあるが、不安定な生活状況におかれたままでは不安定な就労にしか就くことができず、ワーキングプアといわれる負の連鎖に身を置いてしまう危険性がないともいえない。生活基盤の整備という視点からの支援のあり方の検討も必要ではないだろうか。

現行の求職者支援制度における求職者支援訓練だけでは第二のセーフティネットとしての十分な支援が行われているとは言い難く、安定雇用に向けた就労へ結びつけるための制度の見直しや、生活保護法等の他法の柔軟な活用も必要であろう。

求職者支援訓練については、様々な先行研究が行われているが、訓練受講生の詳細な情報を基とした量的な研究は少なく、訓練受講生の実態を明らかにするという視点からは、一定の知見が得られたものと考えられる。しかしながら、分析においては数量的データ確保の難しさから、十分な分析結果が出ていないことも考えられるとともに、この結果をもって一般化できるものではない。また、個別の事例を基とした研究の積み上げもできていない。今後これらの課題に対して研究をすすめる、新たな知見を得たいと考えている。

注

- 1) 厚生労働省『平成23年版 厚生労働白書』192頁
- 2) 厚生労働省職業能力開発課『2011.4.21 Press Release 基金訓練の不正事案の調査結果等の公表について』1-3頁
- 3) 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・都道府県・市区町村・社会福祉協議会『平成25年4月版 第二のセーフティネットの制度支援ガイド』6-7頁
- 4) 前掲資料1) 192頁
- 5) エンプロイアビリティは、日本語では雇用される得る能力と訳されている。神保(2010)は、「エンブ

ロイアビリティは、どんな企業、どのような職場においても必要とされる労働者としての資質」と述べている。神保紀秀（2010）「非正規社員を競争力に変える法 エンプロイアビリティに気づいた組織だけが生き残る」ダイヤモンド社 128頁

- 6) 厚生労働省『求職者支援制度のご案内 参考資料 求職者支援制度の実績 求職者支援制度の実施状況について①』
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/kyuushokusha_jisseki.pdf（最終日 2015 2 22閲覧）
- 7) 厚生労働省『求職者支援制度のご案内 参考資料 求職者支援制度の概要』2 頁
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/dl/gaiyou.pdf（2015 2 22閲覧）
- 8) 社会保障審議会 介護保険部会（2013 9 4）『第47 回 資料3 介護人材の確保について』
- 9) 岩田正美（2007）「現代の貧困」ちくま新書 88頁
- 10) 厚生労働省『平成24年度版 労働経済の分析 分厚い中間層の復活に向けた課題』119頁
- 11) NHK スペシャルワーキングプア取材班編（2008）「ワーキングプア 解決への道」ポプラ文庫 18頁
- 12) 前掲資料10) 116頁
- 13) 前掲資料10) 116頁

参考文献

- 富田義典（2013）「求職者支援制度の政策的意義について」佐賀大学経済論集 45(5) 1-30頁
- 橋本吉広（2012）「基金訓練から求職者支援事業へカーカース・コープの実践」金城大学論集 社会科学編 9(1) 101-116頁
- 大山典宏（2008）「生活保護 VS ワーキングプア 若者に広がる貧困」PHP 研究所
- 湯浅 誠（2008）「反貧困 「すべり台社会」からの脱出」岩波新書
- 橋木俊詔（2010）「日本の経済格差 所得と資産から考える 第18刷」岩波新書
- 佐藤俊樹（2008）「不平等社会日本 さよなら総中流 第21版」中公新書
- 稲葉 剛（2013）「生活保護から考える」岩波新書